

令和8年度女子中高生のエンパワーメント事業運営業務委託 簡易評価型プロポーザル参加説明書

この説明書は、女子中高生のエンパワーメント事業運営業務委託を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、提案書の募集、審査及び特定等について定めるものである。

1 業務名

人権委第6号 令和8年度女子中高生のエンパワーメント事業運営業務

2 業務の目的

女性が働きたい場の少なさや、固定的性別役割分担意識等のジェンダーギャップにより、新潟県内では若年層、特に女性の県外流出が著しく、本市においても女性の転出超過傾向がある。本業務では、社会に出る前の若年期に必要な知識や多様な生き方に触れる機会を提供することが重要であるととらえ、女子中高生に性別に縛られず自分らしい生き方を主体的に選択できる力を育みたい。あわせて、若年女性をめぐる社会環境やジェンダーギャップの解消を目的に、地域全体で若年女性の成長と挑戦を応援する機運醸成につなげるものとする。

3 業務実施期間

契約締結の日から令和9年1月31日までとする。ただし、契約期間中に成果の一部の提出を求めることがある。

4 業務の内容

以下に記載する項目を業務内容（案）とし、具体的な業務実施手法や時期等については、本プロポーザルにより特定された者と本市が協議の上、決定する。

（1）女子中高生向けエンパワーメントセミナーの企画・運営

① 実施時期・回数

令和8年8月から12月までの期間（11月を除く）における、土曜日、日曜日又は祝日に、複数回（2回以上）実施するものとする。実施回数及び各回の実施時間については、下記④に掲げるセミナー内容を達成できる構成とする。なお、具体的な実施日については、市と協議のうえで決定するものとし、市から助言を行うことがある。

② 参加対象者

市内に在住又は在学する女子中学生及び女子高校生とする。

なお、長岡地域定住自立圏を構成する小千谷市、見附市及び出雲崎町在住の女子中学生及び女子高校生の参加も妨げないものとする。

③ 定員

・20名程度とする。

・原則、すべての回に参加できる人を対象とするが、1回のみ受講も可とする。

④ セミナー内容

本業務の目的に資する内容であり、女子中高生が楽しんで参加できる訴求力のある内

容とする。ただし、以下の要素を盛り込むこととする。

【必須項目】

次のア及びイについては、必ず盛り込むこと。

ア：自分らしく活動する身近なロールモデルとの交流

イ：ライフデザイン（将来の生き方・働き方）に関すること

【選択項目】

次のウからオまでの項目のうち、1項目以上を選択して盛り込むこと。

ウ：SRHR*（セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関すること

※自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること。

エ：SNS との付き合い方に関すること

オ：ストレスに対するレジリエンスに関すること

※上記のほか、女子中高生のエンパワーメントにつながる内容であれば受託者から提案できるものとする。

⑤ 講師との調整

講師の選定、日程調整、謝金・旅費支払いを行う。

なお、講師の選定については、市と協議のうえで決定する。

⑥ その他

市有施設を会場とする場合は、使用の手続きは市が行う。

各回終了後、参加者アンケートを実施し、セミナー終了後に実施報告書を提出すること。

(2) 意識啓発シンポジウムの企画・運営

① 実施時期・回数

(1) 女子中高生向けエンパワーメントセミナー終了後、令和8年12月までの期間における、土曜日、日曜日又は祝日に、1回実施するものとする。

② 参加対象者

一般市民、(1) 女子中高生向けエンパワーメントセミナーの受講者

③ 定員

100名程度

④ シンポジウム内容

・本業務の目的に資する内容であり、参加対象者に訴求力のある内容とする。ただし、次のカ及びキについては、必ず盛り込むこと。

カ：ジェンダーギャップの解消に関する内容とすること

キ：(1) 女子中高生向けエンパワーメントセミナーと連動した企画として実施すること

・具体的な構成、進行方法、表現手法（講演、トークセッション、展示、対話形式等）については、事業者の創意工夫による企画提案を求めるものとする。

・市有施設を会場とする場合は、使用の手続きは市が行う。

(3) 広報

参加者募集チラシを作成・印刷するほか、(1) エンパワーメントセミナーについては対象となる女子中高生、(2) については広く一般市民に効果的な広報媒体を用いて周知を図り、集客に努める。なお、市の広報媒体（市政だより、市公式ホームページ、市公式SNS）は市で広報する。

(4) 参加受付

参加申込を受け付け、参加者の管理を行う。

(5) 実績報告

アンケート集計を含む実施報告書を提出する。

5 委託上限額

本業務の委託上限額は、1,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を予定している。委託料の提案は、11（3）「キ 参考見積書」の提出により行うこと。

6 事業者の選考形式

簡易評価型プロポーザル

7 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の全ての要件に該当する者であることを要する。

- (1) 令和元年度以降に、本業務の内容と同種の業務または類似の業務を実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) その構成員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。
 - ア 破産者で復権を得ない者
 - イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 民事再生法、会社更生法、破産法に基づき、手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及び構成員、その利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

8 失格基準

次の事項のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 参加説明書に定められた方法によらず、提案書その他の提出書類が提出されたとき。
- (2) 提案書その他の提出書類について、記載すべき事項が記載されていないとき。
- (3) 提案書その他の提出書類について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

- (4) 本業務のプロポーザル手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。
- (5) 市が定める委託上限額を超えて委託料の提案をしたとき。
- (6) 不法行為等、本業務の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

9 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の方法により「簡易評価型プロポーザル参加表明書」(様式1-1または1-2)を提出すること。また、本市の入札参加資格名簿に登録されていない者は、「誓約書」(様式2)も併せて提出すること。

(1) 提出方法

郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限必着)、電子メールとする。ただし、電子メールの場合は、必ず着信を電話で確認し、原本は後日郵送すること。

(2) 提出先

長岡市地方創生推進部人権・男女共同参画課

住所 〒940-0062 新潟県長岡市大手通2-2-6 ながおか市民センター2階

電話 0258-39-2746

電子メール will@city.nagaoka.lg.jp

(3) 提出期限

令和8年4月17日(金曜日)午後5時まで

10 質問書の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(様式3)により、電子メールで送信するとともに、メール送信後に必ず着信を電話で確認すること。なお、軽易な事実確認を除き、電話等による個別の問い合わせには応じない。

(1) 質問の受付回答課

長岡市地方創生推進部人権・男女共同参画課

電子メール will@city.nagaoka.lg.jp

(2) 提出期限

令和8年4月27日(月曜日)午後5時まで

(3) 質問への回答

令和8年5月12日(木曜日)までに参加者全員に電子メールにより回答する。

11 提案書

(1) 提出方法

参加申し込みをした者は、郵送(配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。)により提案書を提出すること。

ア 提出部数

- ・ 正本1部(様式4を表紙とする)
- ・ 副本6部(正本の写し)

イ 提出先

長岡市地方創生推進部人権・男女共同参画課（参加表明書の提出先と同じ）

ウ 提出期限

令和8年5月19日（火曜日）午後5時まで

（2）提案書の基本事項

本プロポーザルは、本業務に係る提案を求めるものであり、業務の具体的な内容や成果品の一部を作成及び提出するものではない。具体的な業務内容は、提案書に記載された取組方法を反映し、本市が提示する資料に基づいて協議・決定し、契約を締結した上で開始する。

（3）提案書の項目

審査の対象となる下記事項について、資料を作成すること。

ア 会社概要／団体概要（様式任意）

- ・ 社名または団体名
- ・ 本社及び市内の支社、支店、営業所等の所在地／団体の場合、事務所の所在地
- ・ 資本金／団体の場合、資産額
- ・ 従業員数（本社及び支社、支店、営業所別）／団体の場合、会員数
- ・ 業務内容

イ 業務実施体制（様式5）

ウ 業務管理者の経歴等（様式6）

エ 主たる担当者の経歴等（様式7）

オ 企画提案（様式任意）

「2 業務の目的」及び「4 業務の内容」を踏まえ、企画・運営の具体的方法（各講座の内容、講師等）について、イメージできるよう提案すること。

なお、提案内容には、次の点について提案者の考察を必ず記載すること。

- ① 女子中高生向けエンパワーメントセミナーの内容、講師候補者名等
- ② 意識啓発シンポジウムの内容・構成及び実施方法、講師候補者名等
- ③ 女子中高生の参加意欲を高めるための企画運営の工夫
- ④ 広報計画・集客方法

カ 業務スケジュール（様式任意）

キ 参考見積書（様式任意）

本業務の所要経費について、算出内訳が分かるように記載し、見積額は「5 委託上限額」の範囲内とすること。

見積額は税込みとし、代表者名を記名すること。

（4）提案書の書式等

ア 文字の大きさは10.5ポイント以上とし、モノクロ・カラーは問わない。

イ （3）「オ 企画提案」は10ページを上限とし、ページ番号をふること。

ウ 提案書は片面印刷とし、左上1か所をホチキス止めすること。

12 選考方法

本市職員で組織する選考委員会において、提案書の内容、本業務に対する提案者の意欲や理

解力等を確認するためのプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考評価基準に基づき点数化し、最優秀者及び次点者を決定する。

(1) 選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとする。

(2) 実施日

令和8年5月21日(木曜日)にプレゼンテーション及びヒアリングを行う(オンライン可)。時間及び会場等は参加者に別途通知する。

(3) 実施要領

ア 提案者は、11「(3) 提案書の項目」についてプレゼンテーションを行うこと。

イ 提案者は3名までとし、主たる説明者は配置予定の業務管理者とすること。

ウ 提案者の説明時間は20分間とし、その後質疑応答を15分間予定している。

エ 追加資料の配布はできないが、プロジェクターやパネル等で追加情報を提示することは可能とする。

13 選考結果の通知

選考結果は、参加者全員に書面で通知する。選考されなかった者は、通知を受けた日から起算して7日以内にその理由の説明を書面で求めることができる。

14 契約

本市と最優秀者双方で協議の上、仕様書に定めた後に見積合わせを行い、合意ができれば随意契約を締結する。ただし、合意に至らなかった場合は、次点者に書面により通知し、本業務に係る協議を行う。

15 留意事項

(1) 本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 特定した提案書に記載された内容の著作権は、本市に無償・無条件で帰属するものとする。また、特定しなかった提案書に記載された内容の著作権は、本市に帰属しない。

(4) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例(平成7年長岡市条例第33号)に基づき、提出書類を公開することがある。

16 スケジュール

令和8年4月10日(金)	公募開始
4月17日(金)	参加表明書、誓約書提出期限
4月27日(月)	質問書提出期限
5月12日(木)	質問書回答期限
5月19日(火)	提案書提出期限
5月21日(木)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施
5月下旬	選考結果の通知

17 様式

本プロポーザルで使用する様式の電子データは、長岡市ウェブサイトに掲載しているので、適宜ダウンロードすること。

【簡易評価型プロポーザル方式】令和8年度公告一覧

<https://www.city.nagaoka.niigata.jp/sangyou/cate09/propo/r08propo.html>